

みえ福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：スマイルいなば	種別：生活介護、短期入所	
代表者氏名：青木 徹	定員（利用人数）：20名（34名）	
所在地：三重県津市稲葉町3989		
TEL：059-252-1780	https://www.mie-reha.jp/inabaen	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成28年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人三重県厚生事業団		
職員数	常勤職員： 10名	非常勤職員 4名
専門職員	（管理者） 1名	（看護師） 1名
	（サービス管理責任者）1名	（栄養士） 1名
	（生活支援員） 10名	
施設・設備の概要	（居室数） 居室 13室	（設備等）浴室、食堂、機能訓練室
		創作活動室、相談室、活動室、ロビー

③理念・基本方針

<p>◇法人の基本理念 一人ひとりの意向を尊重し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、その支援に向けた良質で多様なサービスを提供するとともに、県民の高い支持を得る中で、全ての人々が障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に貢献します。</p> <p>◇施設・事業所の理念 一、利用者一人ひとりの人権を最優先し、ライフステージに応じたサービスを提供します。 一、専門的技術・経験を核とし、社会生活能力の獲得に重点を置いたサービスを組織的に提供します。 一、地域福祉のネットワークの核となり、ノーマライゼーションの実現に貢献します。 一、社会環境の変化に即応し、ニーズの先取りと自己改革を図り、健全経営を確保します。</p>

④施設・事業所の特徴的な取組

<p>スマイルいなばは、地域で生活する障がい者、特に強い行動障害のある方も利用できる「生活介護」と「短期入所」の事業を行います。 地域での在宅生活をおくる為に、生活リズムや生活環境を整え、ご家族、関係機関等と連携しながら支援を提供していきます。</p>
--

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年11月25日（契約日）～ 令和5年3月31日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆法人一貫の事業運営の方向性

「第六次中期経営計画」（令和3年度～7年度）を踏まえて、法人理事長がマネジメントシートを作成して単年度の法人の方向性を示している。それを受けて施設長が「いなば園」全体のマネジメントシートを作成し、さらに管理者（課長）が「スマイルいなば」のマネジメントシートへと展開している。法人一貫の事業の方向性が担保されており、マネジメントシートの取組みが事業計画の実践と捉えられる。

◆コロナ下における地域交流

地域との関わりの重要性は、法人の経営方針や「第六次中期経営計画」に明確に示されている。強度行動障害という利用者の障害特性に加え、近年はコロナ禍によって、地域交流は停滞気味である。それでも可能な限りの関わりを持ち、外食に代えてキッチンカーを呼んだり、他事業所のイベント（芋ほり等）に参加するなどの活動がある。コロナ禍による利用者のモチベーションの低下を防ぐ取組みともなっている。

◆利用者等への説明責任

サービス開始時の「契約書」や「重要事項説明書」の説明はもとより、個別支援計画の説明については、内容の理解を得られやすくするため、特に重要な部分についてはアンダーラインを引いたり、ルビを振ったりしている。加えて、相談支援専門員にもサービスに関する説明を依頼し、利用者のサービス理解をより正確なものにしている。利用希望者に対しても、強度行動障害に特化した事業所であることを情報提供時に明示しており、利用希望者のミスマッチを防いでいる。医療現場でのインフォームドコンセントと同様、良識ある情報提供である。

◇改善を求められる点

◆研修効果の検証

研修委員会が主管して研修が実施されており、コロナ禍によって、今年度はリモート研修や動画配信による「サポーターズカレッジ」が中心となっている。履修後には、研修参加者にアンケートや「復命書」の提出を求めている。しかし、研修が「復命書」で完結し、研修効果が検証されていない。研修で得た職員の気づきや決意が「復命書」に記載されているが、それが支援の現場で活用されたり実践されたか否かを検証し、研修の有効性を確認されたい。

◆苦情情報の公表

「苦情解決マニュアル」は整備されており、特に5W1Hの分かりやすいフォーマットにしている。苦情受付窓口の説明も、契約時に口頭で適切に行われている。課題は、受け付けた苦情の内容や解決結果の公表がなされていない点である。「苦情解決規程」には、「事業報告書、広報誌にて公表する」旨の定めがあるが、いずれにも苦情受付や解決に関する記述がない。苦情がないのであれば、「苦情なし」の事実を公表することが求められる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度は、三重県いなば園・スマイルいなばの事業運営について、丁寧かつ適正な評価をして頂き有難うございました。ご指摘を受けた項目については、早急に改善に向けて取り組み、ご利用者様、ご家族にご満足頂けるサービスを提供出来るよう努めて参ります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。